

防災基準

1. 営業の中止 (テナント様等を含む)

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合および津波・大津波警報が発令された場合、営業は即時中止する。
- (2) 自らの安全を確保した後、防災措置(火元等)をとり、お客様がいらっしゃる場合は、誘導しつつ、速やかに避難する。
- (3) 兵庫県において、気象庁から「特別警報」* が発表された場合、営業を中止する。
- (4) 地震、台風、暴風雨警報等により、JR、阪急電車、阪神電車が全て運休となった場合、営業は中止する。
 午前中運休(予定を含む) ⇒ 全日、営業中止
 午後運休(予定を含む) ⇒ 午後、営業中止
- (5) 上記にかかわらず、災害の状況、予想される危険等を勘案し、社長または支配人の判断により、全日の営業を中止することができる。

防災基準

2. 都道府県等の指示(テナント様等を含む)

- (1) 兵庫県において、気象庁から「特別警報」*が発表された場合、ただちに、神戸市等の避難情報に従う(営業の中止を含む)。
- (2) 神戸市等が発令する「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」に従う。

*特別警報:2013年発足。気象災害、水害、地盤災害、地震、噴火などの重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、気象庁が警告のために発表する情報。原則都道府県単位で発令される。